

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

能代市は、秋田県北西部の日本海側に位置し、県都秋田市には 60km～80km の圏内にあります。人口は 48,860 人（令和 5 年 4 月 30 日現在）で年々減少し続けており、少子高齢化が進む状況にあります。能代市人口ビジョン（平成 27 年度策定）をもとにした推計人口は、2030 年度には 42,378 人（高齢化率 43.3%）となる見込みです。

本市の産業構造は、第一次産業（農業・林業・水産業）が総生産額 5,009 百万円（2.3%）、就業人口 1,928 人（8.4%）、第二次産業（鉱業・製造業・建設業）が総生産額 42,625 百万円（19.8%）、就業人口 4,984 人（21.8%）、第三次産業及び分類不能が総生産額 168,062 百万円（77.9%）、就業人口 15,994 人（69.8%）であり、また、いずれの業種において中小企業が高い割合を占めています。

古くから木材産業で栄えてきたまちであり、現在は、木材・木製品工業のほか、これに関連した大型設備や構造物等の機械工業、リサイクル関連、医薬品関連等、様々な企業が事業展開をしています。商業は、商店数、従業者数、商品販売額とも減少傾向に歯止めがかからない厳しい状況が続いており、今後もこの傾向が続くことが懸念されます。

地域経済を支える中小企業は、人手不足や人材確保等といった課題を抱えており、この状況が続くことは、地域経済の縮小を招く恐れがあります。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域が継続して発展する豊かで活力ある自治体となることを目指します。これを実現するための目標として、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、建設業、農業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部等と広域に立地しています。これら全ての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、建設業、農業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であります。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日～令和7年6月27日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定対象としない事項を次のとおりとします。

- ①人員削減を目的とした取組。
- ②公序良俗に反する取組。
- ③反社会的勢力との関係が認められる取組。
- ④市税を滞納している者の取組。